

各 局（区）長 様

財 政 局 長

平成 18 年度予算の編成について

平成 18 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分にご理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

本年度のわが国の経済は、企業部門の好調さが家計部門にも波及している様相がみられ、企業収益や個人消費などについては緩やかながら増加しており、今後においても民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるものの、道内においては回復動向が横ばいとなっており、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、18 年度予算を「構造改革の総仕上げ」に向けた重要な予算と位置付け、財政収支の改善に向けた歳出削減の徹底、公債発行の抑制、経済活力と財政健全化の両立といった課題に取り組むこととしている。特に歳出の抑制については、社会保障関係費や人件費などの義務的経費を含めた聖域なき見直しを行い、地方歳出についても徹底的に見直すなど、改革路線の堅持・強化を図ることとしている。

一方、札幌市の財政状況を見ると、歳入については、基幹となる市税収入がほぼ横ばい傾向にあるうえに、「三位一体の改革」による国庫支出金改革、税源移譲や地方交付税改革などの税財政制度の変革期にあって、先々の見通しが極めて不透明となっている。

また、歳出については、生活保護費などの扶助費のほか、国民健康保険や老人医療などの他会計への繰出金についても増加し、仮に 17 年度と同等の一般財源が確保できたとしても、来年度は 200 億円程度の財源不足となることが見込まれており（別紙 1 参照）これまでとは根本的に異なる厳しい環境におかれている。

第2 予算編成の基本的考え方

このような中で、今後、本格的な地方分権の時代を迎えるにあたっては、市民への説明責任を十分に果たし、必要な論議を尽くしながら、財政構造改革を一層推進していく必要がある。

よって、18年度予算の編成にあたっては、16年12月に策定した「財政構造改革プラン」に基づく見直しを着実に進めるだけでなく、職員一人ひとりが、札幌市の厳しい財政状況をあらためて認識し、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮するよう、他部局との連携を一層進めるとともに、定数や機構編成とも一体化した考え方のもとで、事務事業の抜本的な再構築に取り組まなければならない。

1 「実感を共感する予算」

平成18年度は、『さっぽろ元気ビジョン』で掲げる“市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街”の実現に向け、既に策定した「新まちづくり計画」「市民自治推進プラン」「市役所改革プラン」からなる「さっぽろ元気プラン」を着実に進めつつ、将来の札幌市を見据えた取組にも着手し、これらの取組成果を多くの人々が共有できる実感へ広げる年として、予算についても「実感を共感する予算」と位置付ける。

2 「財政構造改革プラン」「出資団体改革プラン」の推進及び行政評価における検証結果の反映

「財政構造改革プラン」及び「出資団体改革プラン」については、着実に推進すること。

また、本年度に実施した行政評価における検証結果を踏まえて、事業実施にかかる費用対効果や、真に行政が担うべき領域に属する事業であるか否かを再検証し、「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変えていく」ことを基本として予算編成を行う。

なお、今後検討することとしている事項についても前倒しで検討を進め、できる限り予算に反映させること。

3 市民意見の集約と予算への反映

「市民と共に考え、共に悩み、共に行動する」ことを基本理念に、予算編成過程においても、市民との情報共有化を図るとともに、様々な機会を通じて意見等を可能な限り集約し、予算に反映する。

意見等の集約にあたっては、職員一人ひとりが一札幌市民として市民の視点や生活感覚を持ちながら、市民の意見に真摯に耳を傾け、かつ透明性を保って進めていくことが重要である。

第3 予算編成にあたっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成17年度の決算見込み、国の概算要求及び社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。特に多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収入率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

(1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収入率については、「財政構造改革プラン」で掲げた数値目標の達成に向け鋭意努力すること。

(2) 使用料、手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少しているような施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、規制緩和措置も含めて利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設の効能が十分に発揮されるよう留意すること。

特に、「財政構造改革プラン」において料金改定や減免の見直しを検討することとした項目については、方針に従い確実に予算に反映させること。

(3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、「三位一体の改革」など国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、補助事業にかかる超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。また、事業予定地についても、目的の事業が行われるまでの間は有償貸付を行うなどにより、資産の有効活用を図ること。

(5) 市債

市債残高の累増に伴う公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、将来世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、事業費総体の圧縮

などによる発行抑制に努めること。なお、主要公共事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における 17 年度予算額から 20% を削減した額を上限とする。

また、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部総務資金課に確認のうえ見積もること。

2 歳出について

歳出の見積りにあたっては、「新まちづくり計画」に位置付けられた事業など“伸ばすべきもの”を伸ばすために、「市役所改革プラン」「財政構造改革プラン」及び「出資団体改革プラン」に掲げられた項目など“変えるべきもの”をしっかりと変えていくことを念頭に置き、事業の優先順位や行政が担うべき領域に属する事業か否かを見極めながら、事務事業の抜本的な見直し・再構築を市民の目に見える形で行うこと。

また、新規事業はもちろんのこと、既往事業についても、他部局に関連事業や類似事業がないか、協働でできる事業はないかをよく確認し、札幌市全体として効果的な事業となるよう連携を図るとともに、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討を進めること。

(1) 要求区分

ア 配分外経費

各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。

- (ア) 職員費、議員報酬、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬、札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- (イ) 「公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等に伴う派遣人件費
- (ロ) 扶助費
- (ハ) 公債費
- (ニ) 平年度化経費
- (ホ) 見直し振替要求分…（注 1）
- (ヘ) 団体補助金
- (ヘ) 貸付金
- (コ) 「事務事業総点検」における重点取組項目…（注 2）
- (ク) 指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、直営施設の委託料振替分、事業所税、消費税（今回、補助金から委託料に振り替えたものに限る）
- (ケ) 他会計繰出金
- (ク) 新まちづくり計画事業等…（注 3）

- (ス) 公共施設長寿命化関連事業…(注4)
- (セ) 事務事業見直しインセンティブ制度分…(注5)
- (ソ) 法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や市長副市長会議で決定された事業等財政部が指定する事業

(注1) 見直し振替要求分

職員費の削減につながる自主的な事務事業の見直しによる効果額については、その範囲内で、見直しにより増加する委託料等の経費への振替要求を認める。

(注2) 「事務事業総点検」における重点取組項目

「『事務事業の総点検の取組強化』について」(平成16年5月25日付札幌市改第36号、札人第113号、札財第7号)における重点取組項目については、局配分経費とは別の要求とする。

(注3) 新まちづくり計画事業等

「新まちづくり計画」に基づく18年度新規事業や元気ビジョン重点化事業群として16年度予算に計上した事業等については、局配分経費とは別に要求を認めるが、事業内容、事業費については十分に精査すること。

なお、これに該当し、区が実施主体となる事業については、昨年度と同様に区からの予算要求等の試行的実施として、財政局と各実施区が直接協議を行うこととする(予算見積書等の提出は、関係局を通じて行うこと)。

(注4) 公共施設長寿命化関連事業

「平成18年度予算における公共施設長寿命化の試行的取組について」(平成17年9月22日付け札幌調第57号札幌企第596号)により、取り扱うこととする。

(注5) 事務事業見直しインセンティブ制度分

「事務事業見直しインセンティブ制度」の取組により生ずるメリット額の範囲内で、局配分経費とは別に要求を認める。

イ 配分経費

各局が自主的に調整する経費であり、「配分外経費」以外の全ての経費を対象とする。

なお、局配分経費の要求額の上限は、次の額の合計額とする。

(ア) 経常的経費

17年度予算編成に先立ち配分した経常一般財源額から、次の合計額を減額した額

財政構造改革プランにおける各局の平成18年度見直し必要額

財政構造改革プラン策定後に発生した状況変化による財源不足に対応するものとして、前年度局配分一般財源額の2.0%に相当する額

ただし、前年度局配分一般財源額が10億円に満たない局については、平成18年度見直し必要額を削減額とする。

(イ) 臨時的経費

17年度予算編成に先立ち配分した臨時一般財源額から20%を削減した額

(2) 要求にあたっての留意点

- ア 配分経費の要求にあたっては、既往事業の徹底的な見直しを行い、新規・レベルアップ事業の創出に努めること。
- イ 全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業のみならず、既往の事業についても他部局と連携の可能性についてあらためて検討したうえで要求すること。
- ウ 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。
- エ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。
また、新規補助については、原則としてサンセット方式を条件とし、終期の定めのないものは認めないので留意すること。

第4 その他

1 局機能強化の推進に向けた取組等

各局においては、「局予算要求方針」を策定し、成果重視の観点などから自主的な見直しを積極的に行い、「さっぽろ元気プラン」の積極的な推進を図ること。

「区の予算要望システム」における各区の要望事項については、区と協議・調整を行って、可能な限り意見・要望等を取り入れたうえで予算要求すること。また、新規の施設整備など、区との事前協議が必要となる事業を行おうとする場合には、要望事項にあがっているか否かを問わず、必ず要求前に区との調整を実施すること。

2 予算編成プロセスの公開に関する取組

予算編成にかかる透明性を確保するため、「予算編成方針」や「局予算要求方針」など予算編成過程における情報をホームページ等で公開するとともに、コールセンターの活用などにより市民意見等を集約し、予算に反映する。

3 予算見積書の作成

18年度の予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて作成し、提出期限を遵守すること。

4 予算編成日程

18年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

17年	10月	11日	(火)	歳入(経常)、扶助費、職員費等見積書提出期限
	11月	7日	(月)	見積書等提出期限
18年	1月	6日	(金)	予算説明書関係資料提出期限
	1月	下旬		市長査定
	2月	上旬		予算案記者発表
	2月	10日	(金)	実行計画書提出期限